

2010年11月4日

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児 殿

全国犯罪被害者の会(あすの会)

代表幹事 岡 村 勲

#### 回答の催促について(4回目)

時下ますますご清栄のことと存じ、お喜び申し上げます。

貴会の本年3月31日付日弁連人2第257号質問に対し、当会は回答の前提となるべき事項について、4月14日付で6項目の逆質問をいたしました。

これに対して貴会は、5月18日付日弁連人2第46号をもって、当会が貴会の質問に答えないのは残念であるとした上で、当会の質問には「回答を差し控える」旨の回答をされました。

そこで、当会は、5月26日書面をもって、貴会の質問に答えられない理由を説明した上で、重ねて回答を催促するとともに、併せて「回答を差し控える」理由の説明を求めましたが、5ヶ月を経過したのに何の回答もありません。

前記6項目の当会質問は、被害者参加等に協力的でない弁護士がいる現状の下で、貴会が従来取ってきた路線を転換するのか、しないのか明確にすることが欠かせないものであり、貴会の回答は、当会会員のみならず全国の犯罪被害者が注目しているところであります。

相手に対しては辛辣な質問をするが、都合の悪い自分への質問に対しては答えないというずるい態度は、社会正義の実現を標榜する貴会の取るべき態度ではありません。

とくに貴職は、地下鉄サリン事件被害者弁護団団長として活躍され、犯罪被害者の権利を擁護する高名な弁護士として、犯罪被害者はもとより全国に知られ期待されております。

従来の貴会の路線にとらわれず、犯罪被害者の立場に立って、明確な回答をくださるよう、お願い申し上げます。

今月28日開催の「犯罪被害者週間全国大会2010」において報告する都合もありますので、本書到達後一週間以内にご回答を賜りたくお願いいたします。